

会計年度任用職員（小水力発電所職員）募集要項

職種	小水力発電所職員
募集予定人数	1人
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所電気設備の保安・管理業務 ・発電所取水口、貯水槽の除塵業務 ・発電所設備の維持・管理業務 ・吉賀町の公共施設（柿木庁舎、町民柿木体育館、柿木農業集落排水施設、とびのこ苑）における電気設備の保守・管理業務 ・その他必要な業務
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方（欠格事項） <ul style="list-style-type: none"> ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②吉賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者 ・電気主任技術者（3種以上）の免状を有している方 ・普通自動車運転免許を有している方
任用期間	<p>令和8年8月1日～令和9年3月31日</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>【再度の任用の上限】令和8年度から通算して4回とし、それ以降は公募により選考します。</p>
任用部署	吉賀町役場柿木地域振興室
勤務場所	<p>吉賀町小水力発電所（島根県鹿足郡吉賀町柿木337番地2）</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>
勤務日・時間	<p>（1）勤務日：週5日</p> <p>（2）勤務時間： 9時00分から11時00分、 15時00分から17時00分の間の4時間</p> <p>※業務の都合により、時間外勤務を命ずる場合があります。</p>
報酬	<p>月額 200,000円</p> <p>※上記の金額は、令和8年8月時点の報酬額であり、給与改定等により変更されることがあります。</p>
期末・勤勉手当	年2回支給（支給要件あり）
諸手当	<p>通勤手当、時間外勤務手当等に相当する費用・報酬を支給します。</p> <p>（規定により支給）</p>

休暇等	年次有給休暇、病気休暇、介護休暇・介護時間、特別休暇、育児休業 ※付与日数や取得要件は勤務条件により異なります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（いずれも加入要件あり）
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 （服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
福利厚生	一定の要件を満たした場合には、健康診断の対象となります。
公務災害・労災	公務災害補償又は労働災害補償の対象となります。
応募方法	指定の「吉賀町会計年度任用職員採用試験申込書」に必要事項を記入の上、電気主任技術者免状（3種以上）の写し及び普通自動車運転免許証の写しを添付して、下記まで窓口持参又は郵送してください。 【送付先】 〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500 番地 1 吉賀町役場柿木地域振興室 宛て ※郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きすること
応募期限	郵送、窓口持参ともに 令和8年7月7日（火）17時15分必着
試験内容・日程	面接試験 試験日程：令和8年7月13日を予定 ※試験日程等の詳細は、応募期限後にご連絡します。
応募に関する特記事項	必ず指定の「吉賀町会計年度任用職員 申込書」を使用してください。 本募集に関して提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 応募書類に虚偽の記載があった場合及び欠格事由に該当することが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害・労災、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
問合せ先（応募先）	吉賀町役場 柿木地域振興室 〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500 番地 1 電話(0856)79-2211

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。